平成２２年（フ）第９７９７号
大阪府池田市鉢塚３丁目14番20号　松栄石橋ハイツＢ―37号、旧住所大阪府池田市満寿美町11番３号
債務者　林　　高史
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８２１号
大阪府東大阪市宝持１丁目１番20号
債務者　保田多枝子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８４８号
大阪府東大阪市喜里川町７番20号　ファミリーハイツ喜里川103号
債務者　定松　昭信
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８６７号
大阪府枚方市長尾元町４丁目７番24号、住民票上の住所神戸市西区樫野台５丁目３番地６―1304号
債務者　川角　　学
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３１号
大阪市鶴見区鶴見２―22―５―307、住民票上の住所大阪市旭区高殿６丁目15番13号　高殿ハイツ61―205号
債務者　江川　栄子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５９号
大阪市旭区高殿６丁目１番21号　シャルマンハイツＵ502
債務者　岩井小百合
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８９号
大阪府東大阪市瓢箪山町17番２号
債務者　小瀬喜一朗
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９０号
大阪府東大阪市瓢箪山町17番２号
債務者　小瀬　博善
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４００号
大阪府茨木市玉櫛１丁目５番13―208号
債務者　寺師　直美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９２号
大阪府寝屋川市木屋町５番16号
債務者　南　真由美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３７号
大阪府東大阪市小阪１丁目７番２―502号
債務者　阪本　淳子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４３号
大阪市都島区都島中通２丁目24番13号　ルネッサンスベルシティー５Ａ号
債務者　小川　一樹
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４７号
大阪府東大阪市荒本１丁目６番19―504号　19棟504号
債務者　井上日登美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１号
青森県弘前市大字松森町38番地２
債務者　加藤　京子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第７１８号
和歌山市古屋251番地の２
債務者　竹田　惠治
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７１９号
和歌山市古屋251番地の２
債務者　竹田　順子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７２４号
和歌山県有田郡広川町大字広549番地の１
債務者　森　　一古
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７２５号
和歌山県有田郡広川町大字広549番地の１
債務者　森　　重美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係